

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 6 1 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」の後ろに「（幼保連携型認
定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては，認定こども園
法第 2 7 条の 2 第 1 項各号，幼稚園である特定教育・保育施設の職員に
あつては，学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法
第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。